

平成 2 2 年度鳴門市自治基本条例策定要領

1 自治基本条例制定の基本方針

(1) 条例制定の目的

市民参加と協働のまちづくりを推進し、地方分権時代にふさわしい、市民が主役のまちづくりを実現するため、鳴門市における自治のあり方を定める条例を制定します。

(2) 条例制定の基本方針

まちづくりに関する理念や基本原則、
まちづくりの主体としての市民の役割等、
まちづくりへの市民参加の手法等

を明記して、地域の個性や主体性を尊重しながら、市民参加と協働のまちづくりを推進する条例づくりに努めます。

2 自治基本条例の策定方法

策定にあたっては、市民の声を広く反映させる条例づくりを進めます。そのために、市民や市民団体等を対象とした、自治基本条例についての説明会等を開催し、市民自治の気運の醸成を図ります。

公募市民等による「自治基本条例策定審議会」による検討を進めるとともに、パブリックコメントを実施するなど、一人でも多くの市民参加を目指します。

3 自治基本条例の策定スケジュール

【平成 2 2 年度前半】

審議会で検討された条例構成案等について、市ホームページ及び市民や市民団体等を対象とした説明会等で広く市民に公表します。

【平成 2 2 年度後半】

審議会で検討された条例素案等について、市民や市民団体等を対象とした説明会等で広く市民に公表するとともに、条例素案に対する市民の意見を聴くために、パブリックコメントを実施し、市民の意見が反映された条例の制定を目指します。

【平成 2 3 年度】

関係条例等の整備